

志津南学区まちづくり行動計画

令和5年度～令和9年度

志津南学区まちづくり協議会

志津南学区まちづくり行動計画（令和5年度～令和9年度 5カ年計画）






【目的】
この地域に暮らす人々が、安心して住み続けることができるまちづくりを目指し、まちづくり指標に関する行動計画を示し、地域住民が主体となって継続的に行動するためのプランを策定する。

【めざす姿】
憩いと安らぎがあり誰もが安心して住み続けられるまち・・・安全・安心・交流のあるまち＜故郷のまち＞

- 【推進分野と目標】
- ①住民による地域自治・・・住民参画、住民主体の自立した自治のまち。
 - ②地域福祉と健康・・・住民同士が助け合い、健康でいきいきと楽しく暮らせるまち。年代層に応じたスポーツの推進で元気に暮らせるまち。
 - ③生活環境・・・緑に囲まれたゆとりある住居環境を維持し、清潔で気持ちよく暮らせるまち。
 - ④防災・防犯・交通安全活動・・・明るく安全で、人に優しく、安心して暮らせるまち。
 - ⑤教育・文化・・・子どもを健やかに育み、学び合うまち。
 - ⑥ふれあい活動・・・楽しい思い出の詰まった故郷づくり。

表中の略語説明
 IT：インフォメーションテクノロジー（Information Technology）
 ⇒ インターネットなどの「情報技術」
 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）
 ⇒ インターネット上で運営される会員制サービス。
 登録された利用者同士が交流できる。
 ツイッター、ライン、フェイスブックなど有名。
 HP：ホームページ（Home Page）
 ⇒ インターネット上でウェブブラウザにより閲覧できる
 企業・団体・個人などのウェブページ。

【取り組み】 ※ 赤字は、前回(平成30年度～令和4年度)5カ年計画に対し、今回(令和5年度～令和9年度)5カ年計画で加筆・変更した箇所

推進分野	推進方針	実施項目	実施内容	スケジュール					担当	補足（今回(令和5年度～令和9年度)5カ年計画で追加） より具体的な取り組みの方向性
				R5	R6	R7	R8	R9		
① 住民による地域自治	(1)まちづくりのプランを示し、方向のぶれない安心して暮らせるまちづくり	まちづくり指標に基づく具体的行動計画の策定と実施	<ul style="list-style-type: none"> ・仕組みとアクションプランの作成 ・複数年の視点でのPDCA(計画→実行→評価→改善)がやりやすい組織体制・役員任期への見直し ・まちづくり協議会の正副会長を中心に、学区住民の「安心」「安全」「生活環境」に直結する課題に対し、より強くリーダーシップをもって対応できる体制を創っていく ・まちづくりのめざす姿の実現と維持へ向けて地道な活動をリードし継承していける人材の発掘 	(令和4年度中に作成) 毎年PDCAを回す 	正副会長会 理事会	初年度(令和5年度)へ向けた方向性 (令和5年4月から以下の内容を実施したい。その為に令和4年度中に会則変更等を完了させる。) ○まちづくり協議会 会長、副会長の選出方法・任期の見直し ・会長に加え、副会長についても、協議会の会員の中から候補者を理事会にて選定し、総会議決を得て選出する方式に変える。 ・会長、副会長ともに基本の任期は1年とするが、複数年への再任を妨げない。但し、会長、副会長ともに再任回数の上限は設ける。(上限案:会長5年、副会長3年) ○まちづくり協議会「正副会長会」の役割と責任の明確化 ・正副会長会を、総会、理事会に次ぐ、正式な会議体とする。 ・正副会長会は、通常、定例理事会への付議事項の事前協議が主な役割であるが、学区住民の「安心」「安全」「生活環境」に直結し、緊急を要するとみなされる課題に関しては、率先して対応を協議し必要な行動を起こすとともに、理事会への情報共有と付議を速やかに行うものとする。 上記以外に、組織体制・役員任期等に関する見直し・改善は、行動計画の期間中継続して議論し、所定の手続きを経て実施していく。				
	(2)地域情報の共有化を推進し、住民同士のつながりを深め一体感のあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・IT化・ネットワーク化を推進し、地域情報共有の即時性とスピードアップを実現 ・「withコロナ」でも持続可能な地域活動の姿を実現する 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を活用したプッシュ型情報発信を学区全体へ向けた情報共有手段として、しきみを構築・普及 ・HPは地域住民と対外の両方向に向けた情報発信の要として、コンテンツを充実化 ・リモート会議の積極導入 		正副会長会 広報委員会 理事会 協力: 各町内会(自治会) 各種団体	初年度(令和5年度)は、以下に取り組み、次年度(令和6年度)以降の本運用をめざす。 ・SNS活用、HP充実化、リモート会議の具体的しくみ・ルールの検討 ・活用するSNSを決めてまちづくり協議会 役員等の限定メンバーで試行運用 ・必要なリソースの検討 ※留意事項 ・全世代にやさしいIT化、ネットワーク化をどう実現するか、スマホ教室の充実化などの施策を考える。 ・草津市や他学区の取り組みなども参考に、複数の角度から検討していく。 ・SNSの選定は、複数候補にて比較検討する。 ・HP充実化は、外部を活用して現状のHPを再構築することも視野におく。				
		まちづくり協議会、各町内会(自治会)、各種活動団体等のニュースの共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・志津南ニュースの発行、充実化 ・HPの適宜更新(情報鮮度の向上) ・各種団体の活動情報紙の発行 ・会則類の整備と周知 		広報委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・志津南ニュースは、全世帯に配布される学区の広報紙として、今後とも最大限に活用する。各団体の活動に関する特集を順次組んで掲載するなど、より積極的な活用を図る。 ・会則類の整備と周知について、平成26年度に会則集を紙ベースで全戸に配布したことがあるが、それ以降HPに掲載されている会則類の更新・メンテナンスが必ずしも十分にできているとは言い難い状況。担当者を明確にするなどの施策により、継続的な維持管理を図っていく。 				
	(3)将来を担う子どもから経験豊富な高齢者まで幅広い人々が協働する地域力の高いまちづくり	多世代がまじりあう活動の実施	高齢者と子どものふれあい活動 高齢者サロンなどきめ細かい支援		各町内会(自治会) 支援:正副会長会 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・各活動(高齢者サロン活動、子育て支援等のボランティア活動)への支援、特に費用面での支援の在り方、交付金の配分について現状で良いかの議論が必要。 ・多世代まじりあいにに関して、中間世代(学生、パパママ)の参画も進めていく。 				
	(4)各種団体の協力連携により総合的な活力を生み出して、地域で出来ることは地域住民で行う、自立した地域づくり	住民・共助による自主的なまちづくり意識の醸成と実施	まちづくり協議会による自主的な活動の実践 現行活動事業の見直し		正副会長会 理事会 各町内会(自治会) 各種団体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の見直しは、毎年実施する。 				

【取り組み】

※ 赤字は、前回(平成30年度～令和4年度)5カ年計画に対し、今回(令和5年度～令和9年度)5カ年計画で加筆・変更した箇所

推進分野	推進方針	実施項目	実施内容	スケジュール					担当	補足 (今回(令和5年度～令和9年度)5カ年計画で追加) より具体的な取り組みの方向性
				R5	R6	R7	R8	R9		
② 地域福祉と健康	(1)「おたがいさま」の精神でふれあいと安らぎがある福祉のまち、住み続けられるまちづくり	・ふれあいと憩いの場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 「ふれあいハウス絆」に始まった、集会所をふれあいと憩いの場所とした活動を、各集会所に広めていく 「地域の住民を中心に誰でもふらっと立ち寄れる場所」を共通コンセプトに、学区の各住民から最寄りの位置にある、各集会所(会館)を活用してそのような場所を作っていく 							<p>現状、「ふれあいと憩いの場所づくり」として社会福祉協議会が中心に推進中あるいは検討中の4拠点(絆、きらり会館、追分南会館、コージーガーデン自治会館)での取り組みを支援するところから始める。</p> <p>その中で、コンセプト「地域の住民を中心に誰でもふらっと立ち寄れる場所」実現へ向けた課題(担い手の継続的確保、等)と対応策を明確にしなが、住民各世代の意見も聴き、「ふれあいと憩いの場所づくり」の充実・発展へ向けた具体的な姿を考えていく。(まちづくりセンターの活用も検討対象の一つ)</p>
	(2)住民が支えあいいきいきと暮らせる環境づくり、みんなが集える憩いの場所づくり	・地域支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 日常の困りごと支援 通院等のお出かけ支援(送迎支援) 町内福祉の担い手の充実と町内会(自治会)、民生委員との連携 敬老の日行事の方向性と位置づけの再確認 						<p>社会福祉協議会 各町内会(自治会)</p> <p>協力: 民生委員児童委員協議会</p> <p>町内福祉の担い手充実については、学区全体して中長期的に地道な人材発掘を継続することが重要であり、まちづくり協議会(正副会長会、理事会)のリーダーシップのもと、社会福祉協議会、各町内会(自治会)、民生委員児童委員協議会と連携して推進していく。</p> <p>敬老行事は、町内会(自治会)毎にやっていくのが本来の福祉のあり方。初年度(令和5年度)以降の方向性は、前年度(令和4年度)内に社会福祉協議会が取りまとめて、令和5年度ははじめから動けるようにしたい。</p>	
	(3)日常の手助け支援要請などが福祉サービスに適切に結びつくよう情報を共有化(個人情報の保護を前提に)し、支援できるネットワークの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 見逃さない見守り体制づくり 支え合い活動の情報の提供による共生 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉活動の記録 単身一人住まい高齢者等の見守り仕組みの充実化 子育て支援・見守り活動の充実化 						<p>認知症の人を含む高齢者等を見守り、支えていくには、地域ぐるみでの支え合いが基本。既存の活動や市が提供するしきみを十分に理解し、活用する地道な努力を積み重ねていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会、関連団体が連携し、「地域ぐるみでの支え合い」の機運を盛り上げる。 各町内、各班(組)内の「ご近所同士」での支え合いの重要性を学区全体に発信する。 市から提供されている種々の見守りシステムなど、既存の活動をより浸透し、充実化する。 IT化・ネットワーク化の進展を活用した新たな「見守り」のしきみも検討していきたい。 認知症の人が行方不明になった事案は、学区内で過去に発生した経験が複数ある。その教訓をふまえ、今後そのようなことが発生した場合に組織的にどう対応するかについて、学区全体として整理し周知しておく。 	
	(4)身近な場所で、年齢層に適したスポーツを推進し、健康に暮らせるまちづくり	多くの住民が、参加し易いスポーツと健康づくり	住民ニーズを把握し、参加し易い仕組みづくり(種目、場所、方法)						<p>体育振興委員会 健康推進員連絡協議会</p> <p>スポーツの切り口で、学区全体からいろんな世代の人に集まってもらえる「運動会」のようなことをまちづくり協議会、体育振興委員会が連携して出来たらいいなという思いがある。子どもフェスタの試行結果なども参考に、検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育振興委員会⇒スポーツ振興委員会 への名称変更を検討したい。 <p>健康推進員連絡協議会は、独自の「料理教室」「健康はつらつウオーキング」などの行事以外に、「食」「健康」をキーワードに、いろんなサークルの活動や防災訓練などにも出かけていってお手伝いをしている。そのあたりの認知度を上げて、地域にもっと貢献していきたい。</p>	
③ 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安心して楽しめる美しく・清潔な公園環境の維持 (2) 高齢者や障害者等の弱者に優しい環境のまちづくり (3) パブリックスペースのゴミ拾い運動を推進し、ポイ捨てごみのない清潔なまちづくり 	公園等の地域環境の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 児童公園・児童遊園・緑道等の手入れについて、関係者間の協調性のある年間計画を策定し活動の定着化を図る 公園等の花づくり(安らぎ空間) ごみステーションの維持管理 ペットの糞対策 不法投棄巡視パトロール(ポイ捨てごみ拾い回収活動の推進) 					<p>各町内会(自治会) 環境美化委員会 各種ボランティア団体</p> <p>学区全体の環境保全については、個々の町内の事情をよく踏まえたうえで、どう足並みを揃えて、思いを一つにしてやっつけていけるかが課題。かがやき通りの環境整備をまちづくり協議会と環境美化委員会が連携して、学区全体の取り組みとして検討する。</p> <p>環境保全をやっつけていくうえで、「人」が根幹。リーダーシップが不可欠。そのような人材を育てていくことを意識してまちづくり協議会が動いていく。</p> <p>環境に関わる恒久的な課題に対し、まちづくり協議会と関連団体が連携し、継続して取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家対応(垣根の手入れ等美観の維持) 不法投棄監視活動(ペットの糞害、飲食物などの回収活動) 		

【取り組み】

※ 赤字は、前回(平成30年度～令和4年度)5カ年計画に対し、今回(令和5年度～令和9年度)5カ年計画で加筆・変更した箇所

推進分野	推進方針	実施項目	実施内容	スケジュール					担当	補足 (今回(令和5年度～令和9年度)5カ年計画で追加) より具体的な取り組みの方向性
				R5	R6	R7	R8	R9		
④ 防災・ 防犯・ 交通安全活動	(1)防犯活動を推進し、不審者のいない安心して暮らせるまちづくり	・防犯意識の啓発と見守り活動の実践	防犯・不審者情報の活用促進と住民による防犯パトロールの推進	→					各町内会(自治会) 交通防犯委員会 協力: 青少年育成委員会	<ul style="list-style-type: none"> 防犯は、学区全体の共通課題として、まちづくり協議会(+交通防犯委員会)に情報集約し、注意喚起や啓発についても、まちづくり協議会 会長・交通防犯委員長の連名で発信していく。 各町からの情報吸い上げや諸施策の検討は、まちづくり協議会が、交通防犯委員会、各町内会(自治会)と連携して行い、日々活動は交通防犯委員会と各町内会(自治会)が中心になって行う。 各町内のボランティア組織の方々を含む自主的な防犯活動(夜回り、みまわりなど)を志津南ニュースやSNS等を通じて、まちづくり協議会から情報発信するなど、一歩踏み込んだ取り組みを行っていく。 各町内だけでなく、かがやき通りなどの路上での防犯についてもまちづくり協議会として気を配る。 防犯カメラの活用についても、適切な設置・維持の推進等、まちづくり協議会が関連と連携して、気を配る。 青少年育成委員会と連携して「子ども110番の家」の認知度向上など、働きかけを行う。
	(2)門灯、ポーチ灯の点灯等により夜でも明るく安心感のある防犯のまちづくり	・門灯、ポーチ灯の点灯啓発	門灯、ポーチ灯の点灯化活動の推進 LED防犯灯の適切な設置と維持	→						<ul style="list-style-type: none"> 門灯、ポーチ灯の点灯については、強制できるものではないが、お願いベースで引き続き協力を要請していく。 また、各町内におけるLED防犯灯の適切な設置・維持と合わせて明るく安心感のあるまちづくりを考えていく。
	(3)防災・避難訓練など自主防災活動を積極的に推進し、災害に強いまちづくり	・共助が機能する自主防災活動の仕組みづくり	自主防災組織の手引きに基づき自主防災会規則、防災・減災のマニュアル作成し、計画的な防災機材の整備と訓練の実施	→					各自主防災会	<p>自主防災の主たる担い手は各町内の自主防災会である。 まちづくり協議会は、学区目線かつ複数年の目線で学区の自主防災を統括し、取りまとめていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震、大雨に重点を置き防災の指針やガイドラインをまちづくり協議会中心に策定する。 指針、ガイドラインに基づく実施面(訓練の実施も含む)は、各町内の自主防災会が行う。 防災の指針、ガイドラインを策定するにあたり、過去に若草地区等で策定されたマニュアル類を可能な限り参考にして、それを現状に即した形に焼き直すと同時に、可能な限り簡略化し、いざという時にも扱いやすいものにする。
	(4)災害時避難支援活動に必要なネットワークなどを整備して、支援を望まれる方が安心して暮らし続けられるまちづくり	・緊急時支え合いの仕組みづくり ・災害時要援護者避難支援制度の普及	万一に備えた「安心のボタン」による緊急時、災害時支え合い制度の導入と普及の周知・啓発	→					社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 各町内会(自治会)	<ul style="list-style-type: none"> 「安心のボタン」(新規配布を一時中断中)については、令和5年度から新規配布を再開する方向。まちづくり協議会は、社会福祉協議会と連携して普及、浸透への働きかけを行う。 新規配布再開に際しての留意点 <ul style="list-style-type: none"> 誰が安心のボタンを利用しているかを、管理する団体(社会福祉協議会)が常に把握する。 定期的に記載内容を更新できるように、メンテナンスのしつこくを継続的に機能させる。 新規配布再開後は、毎年70歳になった人にお渡しすることになるが、将来的には、年齢に関係なく必要な人にお渡しすることも検討していく。 「災害時要援護者避難支援制度」については、個人情報の扱いなど、機微な事項が含まれるので、関係団体と十分な連携をもって取り扱っていく。 まちづくり協議会として、学区全体の足並みを揃えていくために、毎年、この制度の趣旨を各町内で理解し、実行できるように働きかけを行い、各町内での運用を支援する。
	(5)交通安全の積極的な展開で子どもや高齢者が安心して歩けるまちづくり	・歩行者の安全が確保できる道路	生活道路・通学道路の安全点検と改善活動	→					交通防犯委員会 草津栗東交通安全協会志津南支部 志津南小学校PTA 民生委員児童委員協議会 各町内会(自治会) 各種ボランティア団体 (志津南学区安全パトロール等)	<p>通学路の交通安全、高齢者・子どもの交通安全、自転車の順法運転啓発ともに、まちづくり協議会の最重要案件のひとつとして、関連団体と連携して、安全確保、改善に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学路の安全確保に関する事例、若草交差点の歩道橋設置推進、かがやき通り沿い歩道と追分南町内からの車両出入口とのT字交差点の危険箇所対策など。 それ以外の一般歩道に関する事例、若草町内およびかがやき通り沿いの緑道・歩道での歩道の凸部(木の根っこ起因)での高齢者等の躓きや転倒リスク問題など。 <p>学区全体の問題として取り組むべき課題が多く、的確かつ迅速な情報収集やそれに基づく行政(市、県)への適切な働きかけ(要望など)を行っていく。</p> <p>交通安全と生活環境の両面に関わる課題として、パブリック駐車スペース不足への対応を検討する。</p>

【取り組み】

※ 赤字は、前回(平成30年度～令和4年度)5カ年計画に対し、今回(令和5年度～令和9年度)5カ年計画で加筆・変更した箇所

推進分野	推進方針	実施項目	実施内容	スケジュール					担当	補足 (今回(令和5年度～令和9年度)5カ年計画で追加) より具体的な取り組みの方向性
				R5	R6	R7	R8	R9		
⑤ 教育・文化	(1)地域の歴史文化や知恵の継承を推進し、活動を通して年代を超えたふれあいのあるまちづくり	地域の歴史を継承する仕組みづくり	電子情報システムによる歴史の伝承活動	→					正副会長会 理事会 各町内会(自治会) 各種団体	・志津南の地域史誌は、平成26年度から27年度の2年間をかけて製作され冊子として全戸に配布された経緯がある。これを学区の財産として電子データ化して活用の幅を広げる。また、今後、例えば5年ごとに更新・追加を行うなどの取り組みを考えていく。
		人権擁護啓発活動の推進	町内学習懇談会・研修会等による啓発活動の実施	→					人権教育推進委員会 各町内会(自治会)	・人権センターとの連携で、町内学習懇談会を通じ、差別の無いまちづくりをめざす。
	(2)地域住民による青少年の健全育成に努め非行の無いまちづくり	地域が一体となった活動の実施	「地域協働合校」の継承 子ども会とまちづくり協議会、高齢者などと統合した仕組みによる活動	→					青少年育成委員会 各種ボランティア団体	・「地域協働合校」を”青少年の育成、地域の異世代交流”に関する活動の中核と位置づける。 ・「地域協働合校」(令和2年以降活動停止中)の継承は、青少年育成委員会を推進母体として、まちづくり協議会全体で協力して推進する。 ※留意事項 ・地域協働合校の事業については、従来の活動内容を再評価し、必要性を再確認して進める。 ・令和元年度末に、一旦、地域協働合校事業をストップした際に、これだけは残してほしい行事として、「ホテル観賞会」と「もちつき大会」が挙げられていた。このことも踏まえ、事業内容についてはしっかり議論したうえで進めていく。
		青少年による地域活動を通じた健全育成活動	青少年自身による地域貢献活動の仕組みづくりと実践	→					青少年育成委員会 少年補導委員会 民生委員児童委員協議会 志津南小学校PTA 各種ボランティア団体	青少年自身による地域貢献活動につながる取り組みを考える。 ・青少年が自治活動に興味を持つようなことを考える。 (既存の活動だが、パブリックスペースへの芝桜植え付け、などはその一例) ・青少年がまちづくりセンターの存在を知り、積極的に利用できるようにする。 (例えば、小中学校の学習会、部活動、発表会、作品展示など。) ・異世代交流を深めるために、例えば大学のサークルに自身の活動利用の他に学区民も参加、体験できるようなイベント企画を依頼するなど。 従来行ってきた、青少年の見守りや、青少年との絆を深める活動は、内容を見直し、改善した上で推進・強化していく。 ・『子ども110番の家』、小中学校における『朝のあいさつ運動』、 『愛の声かけパトロール』、『あいさつ運動啓発作品』
	(3)自主教室、サークル活動の活性化により、ふれあいを深め楽しい人生が過ごせるまちづくり	まちづくりセンター、各集会所(会館)を拠点としたふれあい・子育て支援活動	サークル活動の積極的な紹介と支援活動	→					社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 各種ボランティア団体	・まちづくり協議会として、各種サークル活動の情報を一元化し、必要に応じて住民に紹介していく。
⑥ ふれあい活動	年齢構成、住民ニーズに見合った、新たなふれあい活動の創出と、地域一体となった活動としての実施・継承による思い出づくり、故郷づくり	志津南子どもフェスタ(仮称)の立ち上げと継承	伝統としていくために必要な仕組みの構築と継承	→					ふれあい推進委員会	・新たな取り組みとして、令和4年度(10月30日)に試行した。試行結果、反省点を十分検討した上で、本格立ち上げに向けまちづくり協議会全体で協力して推進する。
		多くの住民が参加できるふれあい活動	・全体活動、小地域活動を組み合わせた参加し易い仕組みによるふれあいの醸成 ・各町内、各班(組)単位での『ご近所力』醸成のための取り組みを継続的に実施	→					正副会長会 理事会 各町内会(自治会) 各班(組) 全ての関連団体・ボランティア	まちづくり協議会が中心となり、全ての構成団体が連携し、学区全体で、「地域ぐるみでの支え合い」の機運を盛り上げていく取り組みを考え継続実施する。 「地域ぐるみでの支え合い」の姿としては、各町内、各班(組)内での「ご近所同士」での支え合いが基本となる。 まちづくり協議会としては、この考え方を学区全体に発信するとともに、各町内での「ご近所力アップ」を(個々人のプライバシー尊重を大前提としながら)後押しする取り組みを行っていきたい。